

証券コード 3184
2024年6月11日
(電子提供措置の開始日2024年6月4日)

株 主 各 位

三重県鈴鹿市飯野寺家町234番地の1
ICDAホールディングス株式会社
代表取締役社長 向井 弘光

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第15回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

- ・当社ウェブサイト <https://www.icda.jp>
- ・東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
「銘柄名(会社名)」に「ICDAホールディングス」または「コード」に「3184」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」の順に選択して「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいますと、2024年6月25日(火曜日)午後7時まで議決権を行使していただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日(水曜日)
受 付 午前10時30分より
総会開始 午前11時より
 2. 場 所 三重県鈴鹿市稲生町7992番地
鈴鹿サーキット THE DINING
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
 3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第15期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第15期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使 についてのご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前にご行使いただく場合

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2024年6月25日(火曜日)
午後7時到着分まで

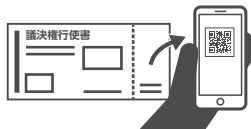


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2024年6月25日(火曜日)
午後7時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

● パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2024年6月25日(火曜日)
午後7時行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

当日ご出席される場合

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2024年6月26日(水曜日)
午前11時より

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

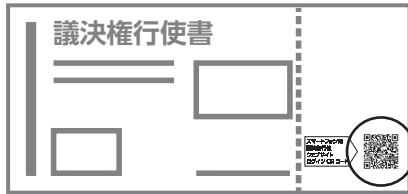
議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について ☎️ 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎️ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

● 「スマート行使」によるご行使 ●

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

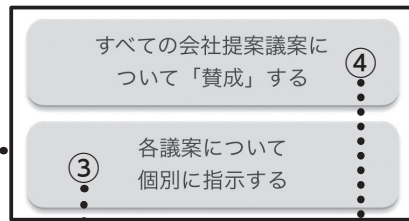


※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

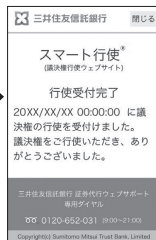


③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

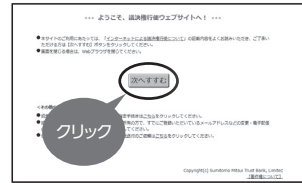
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

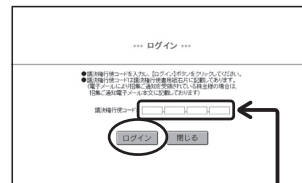
● パソコン等によるご行使 ●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



②ログインする

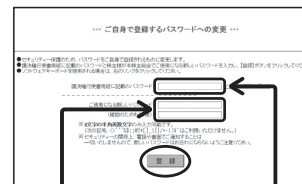


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

パスワード

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当社グループの主要エリアである三重県下において、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限が緩和されたことにより、経済活動は回復傾向となり、個人消費も回復傾向となっております。しかしながら、為替相場の影響や原材料費の高騰により製造業を中心とした経済活動の鈍化が懸念されております。

当社グループにおいては、従来より実施している既存顧客に対するフォローアップ活動のさらなる強化を図ることにより、既存顧客からの受注は堅調に推移しております。また、前連結会計年度より継続している商品(車両および部品等)の供給遅れまたは出荷停止等の影響がほぼ無くなりました。

また、伊勢オートモール(度会郡玉城町)の建物の完成引き渡しがありました。当該店舗は後述の対処すべき課題に記載のとおり「SDGs×脱炭素経営」に向けた取り組みとして、CO₂の排出量削減のために太陽光発電設備および蓄電設備等の環境に配慮した店舗の1号店となります。なお、同店のオープンは2024年4月26日のため、初期費用等は当連結会計年度では反映しておりません。

これらの結果、売上高は331億1百万円と前年同期と比べ26億5百万円(8.5%)の増収、営業利益は17億97百万円と前年同期と比べ4億24百万円(30.9%)の増益、経常利益は18億30百万円と前年同期と比べ4億25百万円(30.3%)の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は9億30百万円と前年同期と比べ47百万円(5.4%)の増益となりました。

セグメント毎の状況は以下のとおりであります。

① 自動車販売関連事業

当セグメントにおきましては、国産新車販売は、半導体不足等による製造ライン稼働率低下の影響による商品供給遅れは回復し、在庫車両の販売等に注力することで国産新車販売台数は前年同期比を上回ることができました。国産新車販売台数は前年同期比8.0%増の5,678台となり、輸入車新車販売においても国産新車販売とほぼ同様の結果となり、輸入車販売台数は前年同期比6.1%増の472台となりました。これらの結果、新車販売台数は前年同期比7.8%増の6,150台となりました。

中古車販売については、既存顧客からの受注が堅調に推移しております。しかし、第2四半期連結累計期間までは中古車オークション相場が、商品不足による中古車オークション相場の乱高下の影響を受けたことで、卸売(業販)が大幅に減少し、中古車販売台数は前年同期比3.6%減の9,010台となりました。

これらの結果、売上高は315億17百万円と前年同期と比べ24億8百万円(8.3%)の増収となりました。

② 自動車リサイクル事業

当セグメントにおきましては、生産台数(再資源化处理)は前年同期比0.0%増の9,054台(前年同期9,051台)となり、使用済自動車の入庫は、前年同期比7.2%減の8,712台となりました。売上高は、鉄およびアルミならびに希少希土類(レアアース・レアメタル)等の資源相場の下落により減少しておりますが、輸出関連売上は増加しております。また、売上原価は、中古車オークション相場の大幅な価格変動の影響が少なくなりました。

これらの結果、売上高は15億84百万円と前年同期と比べ1億97百万円(14.2%)の増収となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は32億43百万円となりました。

設備投資の主な内容は、試乗車および代車等の購入に21億93百万円と伊勢オートモール(度会郡玉城町)の店舗に8億69百万円を投資いたしました。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、自動車販売関連事業および自動車リサイクル事業をグローバルに展開するにあたり、モビリティの販売・サポートにおいて部門や企業の壁を超えた企業間連携を効率的に行うことで、最終顧客であるお客様の期待の変化に対して本質を深く理解し、商品やサービスの付加価値を最大化していくバリューチェーンクロス・ミックスビジネスの強化を推進しております。また、モビリティの販売のみならず、環境への配慮や資源のリサイクルなど様々な取り組みを推進しながら、その社会的責任を積極的に果たす努力を続けております。

上記事業戦略を実現するために、以下の項目を当社グループの優先的に対処すべき事業上および財務上の課題として認識しております。

① 内部統制の強化とコーポレート・ガバナンス

当社グループは、経営の基本方針を実現するため、経営の健全性と効率性の向上を目指す経営管理体制の構築により、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることが重要な経営課題であると考えております。

こうした課題の実現に向けて、責任ある経営体制の構築および経営に対する監視・監査機能の強化ならびに経営の透明性の向上に努めてまいります。さらに、新規事業、海外事業にかかる各種法的規制の遵守、個人情報保護・管理、不測の事態に適時適切に対応し得る体制を確立し、内部統制を強化する方針であります。

② 人材の確保、育成

当社グループは、モビリティの販売・サービスに加え、自動車リサイクルという多岐にわたる分野において、優秀な人材を確保し、継続的な従業員教育および次世代の幹部育成教育を推進していくことが重要であると認識しております。

そのためには、年間採用計画に基づいて定期的な採用活動を実行するとともに、ジョブローテーションの実施による組織の活性化、明確な目標設定とその実現、業績と連動した各種インセンティブを含めた育成プランを導入する等の対応を行っており、今後も引き続き従業員のさらなるモチベーションアップを図っていく方針であります。

③ 目標とする経営指標

当社グループの中長期的な経営戦略の課題解決に向けて推進してまいります。定量的な目標値としては、売上高経常利益率4.0%を安定的に達成することを目標としております。セグメントごとの中期経営戦略は、以下のとおりであります。

(自動車販売関連事業)

a 既存顧客に対するアフターサービスの充実

当社グループは、新車販売、中古車販売から始まる自動車の車検・点検整備や自動車保険等のアフターサービスにより、従来より経営の安定化を図っておりますが、さらなるアフターサービスの充実を経営課題として捉えております。これらが達成されることにより、既存顧客からの買い替え需要の掘り起こしや、車検・点検整備等の附帯収益の充実により経営がさらに安定するものと考えております。また、外的要因等により、新車販売台数が激減する事態が発生した場合でも、新車販売以外の事業での、企業存続が可能であると考えております。

b 新規出店の推進

当社グループは、新規出店をベースとして事業拡大を目指す中、効率的な集客増を図るため、新車ディーラーと、中古車の買取・販売を行う業態である「ヴァーサス」あるいは「POINT⑤」の複合店舗を、事業運営の効率性を勘案し、当面は既存店舗の近隣地域を中心に出店を促進していく方針であります。また今後は「ヴァーサス」および「POINT⑤」を三重県以外の地域に出店することも検討しております。

また、「SDGs×脱炭素経営」に向けた取り組みとして、CO₂の排出量削減のために太陽光発電設備および蓄電設備等の環境に配慮した店舗開発を進めてまいります。

(自動車リサイクル事業)

当社グループは、資源のリサイクルを通じ、地球環境保護に貢献したいと考えております。これらの達成のために以下の経営戦略を考えております。

a 事業の知名度向上

当社グループは、自動車リサイクル事業の知名度向上が、資源の有効活用につながるとともに、当社グループの成長に寄与するものと考えられるため、積極的な広報戦略および技術開発戦略を展開していく方針であります。

b 全部再資源化の推進

当社グループは、自動車のリサイクルにおいて、現状「手バラシ解体（注）1.」にこだわり適正に解体作業を行っております。同工程において、すべての車両を全部再資源化処理ができるように一部機械化を検討しております。効率良く、「ASR（注）2.」が出ない処理方法を目指していく方針であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

- (注) 1. 手作業で行うことにより、高品質なリサイクル資源およびパーツの生産につながっております。
2. ASRとは“Automobile Shredder Residue”の略で、自動車破碎残渣のことです。使用済自動車からエアバッグ類やフロン類、ドア、エンジンなどの部品を取り外し、有用金属を回収した後に残るのがASRです。

(4) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第12期 2020年度	第13期 2021年度	第14期 2022年度	第15期 (当連結会計年度) 2023年度
売上高 (千円)	26,717,330	28,453,314	30,496,316	33,101,903
経常利益 (千円)	1,456,791	1,560,837	1,404,341	1,830,016
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	788,392	975,880	883,501	930,889
1株当たり当期純利益 (円)	375.45	464.75	420.75	443.32
総資産 (千円)	14,716,120	15,253,856	15,618,817	19,829,164
純資産 (千円)	6,763,346	7,709,432	8,568,448	9,523,641
1株当たり純資産 (円)	3,119.21	3,549.22	3,943.40	4,385.06

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき、それぞれ算出しております。なお、期中平均および期末の発行済株式総数は、いずれも自己株式を除いて算出しております。
2. 第13期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第13期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第12期 2020年度	第13期 2021年度	第14期 2022年度	第15期 (当事業年度) 2023年度
営業収益 (千円)	514,568	511,362	540,200	538,604
経常利益 (千円)	164,482	146,794	189,015	211,749
当期純利益 (千円)	129,791	144,011	166,872	190,929
1株当たり当期純利益 (円)	61.81	68.58	79.47	90.92
総資産 (千円)	5,546,515	5,363,960	4,856,774	6,571,893
純資産 (千円)	2,802,331	2,843,658	2,908,369	3,007,607
1株当たり純資産 (円)	1,334.57	1,354.25	1,385.07	1,432.33

- (注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき、それぞれ算出しております。なお、期中平均および期末の発行済株式総数は、いずれも自己株式を除いて算出しております。

(5) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ホンダ四輪販売三重北	210,000千円	100.0%	新車（ホンダ車）・中古車販売、車検・点検整備
株式会社オートモール	160,000千円	100.0%	新車（フォルクスワーゲン・アウディ）・中古車販売、車検・点検整備
株式会社マーク・コーポレーション	190,000千円	69.6%	自動車リサイクル事業、中古車の輸出

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社グループは、ホンダの新車ディーラーを中心に新車・中古車の販売を行う(株)ホンダ四輪販売三重北、輸入車の新車ディーラー・中古車の販売を行う(株)オートモール、自動車のリサイクルを行う(株)マーク・コーポレーションの連結子会社3社および純粋持株会社である当社により構成されております。当社がグループの経営管理およびそれに付随する業務を行い、各事業会社の経営状況を把握し、グループのリスク管理、コンプライアンスの強化に努めるとともに、グループとしての事業戦略の策定を行います。グループ間にて新車販売・中古車販売・中古車買取・アフターサービス・リサイクルの流通経路を網羅することで、最終顧客であるお客様に向けて商品やサービスの付加価値を最大化していく「バリューチェーンクロス・ミックスビジネス」を展開しております。

当社グループ各社の事業は以下のとおりであります。

事業	主要商品	
自動車販売関連事業	新車事業（国産車）	国産車（ホンダ全車種）の新車販売
	新車事業（輸入車）	輸入車（フォルクスワーゲン・アウディ全車種）の新車販売
	中古車事業	国産車および輸入車全メーカーの中古車販売
	サービス事業	自動車の車検・点検整備・修理等
自動車リサイクル事業	自動車リサイクル全般、中古車の輸出	

(7) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

名 称	店舗および事業所
当 社	本社(鈴鹿市飯野寺家町)
株式会社ホンダ四輪販売三重北	ホンダカーズ三重北(鈴鹿市道伯町)他11店舗 ユーセレクト(鈴鹿市道伯町)他1店舗 ヴァーサス(桑名市陽だまりの丘)他1店舗 POINT⑤(鈴鹿市道伯町)他3店舗
株式会社オートモール	フォルクスワーゲン(四日市市中村町)他1店舗 アウディ三重(四日市市中村町)他1店舗 ヴァーサス(津市雲出本郷町)他3店舗 POINT⑤(津市雲出本郷町)
株式会社マーク・コーポレーション	本社・工場(鈴鹿市伊船町)

(8) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
395 [155] 名	10名増加 [14名減少]

(注) 従業員数は就業人員であり、[外書]は、契約社員およびパートタイマーの平均雇用人員であります。

② 当社の従業員

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
16名	1名減少	43.2歳	9.0年

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社外から当社への出向者13名を含む)であります。
2. 上記従業員数の他、契約社員およびパートタイマー社員は17名であります。

(9) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社百五銀行	1,740,000千円
株式会社三十三銀行	300,000千円
株式会社商工組合中央金庫	300,000千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 6,000,000株
(2) 発行済株式の総数 2,099,793株(自己株式207株を除く。)
(3) 株主数 573名
(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社エム・エフ	529,270株	25.20%
向井俊樹	281,430株	13.40%
向井弘光	272,510株	12.97%
ICDAグループ社員持株会	169,365株	8.06%
向井なよ子	83,970株	3.99%
岡三証券株式会社	66,000株	3.14%
株式会社百五銀行	63,000株	3.00%
株式会社三十三銀行	42,000株	2.00%
向井崇	40,000株	1.90%
株式会社フラクタル・ビジネス	31,000株	1.47%

- (注) 1. 持株比率は自己株式(207株)を控除して計算しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 2024年1月30日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2024年1月23日現在で株式会社フラクタル・ビジネスが127,000株(保有割合6.05%)を保有している旨が記載されております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記持株数および持株比率には含めておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
向井弘光	代表取締役社長	(株)ホンダ四輪販売三重北 代表取締役会長 (株)オートモール 代表取締役会長兼社長 (株)マーク・コーポレーション 代表取締役社長
向井俊樹	代表取締役副社長	(株)ホンダ四輪販売三重北 代表取締役社長 (株)オートモール 代表取締役副社長
大洞和也	取締役	(株)ホンダ四輪販売三重北 常務取締役執行役員 (株)オートモール 常務取締役執行役員
松原佳代	取締役	(株)マーク・コーポレーション 常務取締役執行役員
高木純一	取締役	学校法人鈴鹿医療科学大学 理事長
江藤隆仁	取締役 (常勤監査等委員)	(株)ホンダ四輪販売三重北 監査役 (株)オートモール 監査役 (株)マーク・コーポレーション 監査役
中西貞徳	取締役 (監査等委員)	
渡辺義彦	取締役 (監査等委員)	

- (注) 1. 取締役 高木純一、中西貞徳、渡辺義彦の3氏は社外取締役であります。
2. 取締役 高木純一、中西貞徳、渡辺義彦の3氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 監査等委員 渡辺義彦氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに監査等委員会と内部監査部門の十分な連携を行うため、取締役江藤隆仁氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 取締役 大洞和也氏は、2023年11月11日に死亡により退任いたしました。なお、地位および担当、重要な兼職の状況は、退任当時の状況を記載しております。

(2) 責任限定契約に関する事項

当社は各社外取締役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

① 被保険者の範囲

当社の取締役および当社グループ会社の取締役および監査役を対象としております。

② 保険契約の内容の概要

被保険者が当社および当社グループ会社の役員としての業務に対する行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補するものとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補対象外としております。これにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないようにしております。また、当該保険契約に係る保険料は、全額当社が負担する旨を当社取締役会において決議しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区 分	人員	基本報酬	役員退職慰労引当金繰入額	合計
取締役（監査等委員を除く）	5名	69,201千円	4,815千円	74,016千円
（ ）内 社外取締役	(1名)	(1,800千円)	(- 千円)	(1,800千円)
取締役（監査等委員）	3名	9,887千円	100千円	9,987千円
（ ）内 社外取締役	(2名)	(3,610千円)	(- 千円)	(3,610千円)
合計	8名	79,088千円	4,915千円	84,003千円

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月22日付の第7回定時株主総会において、年額3億円以内（内、社外取締役3千万円以内）とする承認を受けております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は5名（内、社外取締役1名）となります。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月22日付の第7回定時株主総会において、年額1億円以内とする承認を受けております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名となります。

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法は、取締役会において決議しております。なお、当社は業績連動報酬制度を定めておりません。

監査等委員でない取締役の基本報酬につきましては、月例の固定報酬とし、世間水準、会社業績および社員給与とのバランス等を考慮し、代表取締役社長向井弘光に一任することを取締役会で決議しております。

監査等委員である取締役の報酬につきましては、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、独立社外取締役が、当該決定方針との整合性を含めた、多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

(6) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の具体的内容の決定に係る委任については、代表取締役社長向井弘光に委任する旨を取締役会において決議しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であり、その権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには、代表取締役が最も適していると判断したことによります。

(7) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役高木純一の兼職先である学校法人鈴鹿医療科学大学と、当社および当社グループとの資本関係および継続取引等はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況、期待される役割に対して行った職務の概要
社外取締役	高木 純 一	当事業年度開催の取締役会に14回中14回出席しております。 会社経営および学校経営に携わり、豊富なマネジメント経験を有し、これらの実績と経験に基づき、当社の事業以外の分野における経営全般に関する発言を行うことで、取締役会の意思決定および監督機能の強化に努めております。
社外取締役 (監査等委員)	中 西 貞 徳	当事業年度開催の取締役会に14回中13回に出席、監査等委員会に12回中11回に出席しております。 消防関連業務に携わり、防災および環境等に豊富な経験と高度な知識により、企業リスク等に関する発言を行うことで、取締役会の監督機能の強化に努めております。
社外取締役 (監査等委員)	渡 辺 義 彦	当事業年度開催の取締役会に14回中14回に出席、監査等委員会に12回中12回に出席しております。 金融機関に在籍し、財務および会計に関する知見を有することで、金融分野に関する豊富な経験と幅広い知識により、財務および会計に関する発言を行うことで、取締役会の監督強化に努めております。

(注) 2023年11月から実施された当社子会社に対する税務調査および社内調査の結果、当社元取締役が、中古車の買取取引等を利用した金銭の着服を行っていたことが判明いたしました。社外取締役である高木純一氏、中西貞徳氏および渡辺義彦氏は、同事象判明まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から当社に対してコンプライアンスおよびコーポレート・ガバナンスの観点から注意喚起を行ってまいりました。また、当該事象判明後は、再発防止に向けた提言を行うとともに、内部統制の強化の必要性等について意見を述べるなど、適切にその職責を果たしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 五十鈴監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27,500千円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	27,500千円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、監査項目別監査時間および監査時間の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）に関する基本方針は、次のとおりであります。

(1) 当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を毎月1回開催し、また別途必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
- ② 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督・管理を行っております。
- ③ 取締役会規程において、重要な財産の処分および譲受、多額の借入れおよび債務保証などの重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それらの付議事項について取締役会で決定しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 株主総会、取締役会等の議事録を、法令および規程に従い作成し、適切に保存・管理しております。
- ② 経営および業務執行に係る重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部署で作成し、適切に保存・管理しております。

(3) 当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社および当社グループ会社の損失の危険（リスク）については、「リスク管理規程」および「経営危機管理規程」に基づく対応によって、リスクの発生に関する未然防止や危機拡大の防止に努めております。
- ② 当社および当社グループ会社は、法律事務所と顧問契約を結び、重要な法律問題について適宜アドバイスを受け、法的リスクの軽減に努めております。

(4) 当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報を各取締役に提供しております。
- ② 業績管理に資する財務データについては、ITシステム等により適時・適切に提供しております。

(5) 当社および当社グループ会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業理念に関する方針・行動規準を定め、冊子を作成し、全従業員に配布するとともに、法令と社会規範遵守について教育・啓蒙・監査活動を実施し、その周知徹底と遵守に努めております。
- ② 従業員の職務権限の行使は、職務分掌規程、稟議規程等に基づき適正かつ効率的に行っております。
- ③ 内部監査部門である内部監査室が、各拠点、各部署における業務執行が法令・定款および社内規程等に適合しているか否かの監査を実施しております。
- ④ コンプライアンスに違反する行為を認めた場合、もしくは自らが巻き込まれる恐れがあった場合の内部通報窓口として内部通報ホットライン等を設置し、コンプライアンス違反等またはその恐れがある事実の早期発見、対応に努めております。
- ⑤ 内部通報ホットライン等へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益をも課してはならないと内部通報規程において規定し、その旨を周知徹底しております。

(6) 当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループでは持株会社制を採用しており、当社の取締役が、取締役会を通してグループ全体の重要事項を決定および事業会社を含む主たる子会社の業務執行の監督を行っております。
- ② 当社代表取締役社長は、事業会社取締役から、毎月業務執行状況や重要な経営課題などについて報告を受け、対応方針や対応状況を確認し、また適切に指示をしております。
- ③ 内部監査部門である内部監査室が、グループ内の事業会社である子会社の内部監査を実施しております。

(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役（当該取締役および監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会と協議のうえ、必要に応じて使用人を配置し、当該使用人は監査等委員会の指示に服する体制となっております。
- ② 使用人を配置した場合のその使用人の異動、人事考課等については、その使用人の独立性を確保するため、監査等委員会の事前の同意を得ることといたします。

(8) 当社および当社グループ会社の取締役および使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制

- ① 監査等委員会が選定する監査等委員は、必要に応じて重要会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）または使用人にその説明を求めることができる体制となっております。
- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、担当する業務執行の状況等を定期的に当社監査等委員会および当社グループ会社の監査役に報告することとする体制となっております。
- ③ 当社および当社グループ会社の取締役（当社においては監査等委員である取締役を除く。）および使用人等は、取締役の職務執行に関して重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または当社および当社グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときには、速やかに当社監査等委員会に報告する体制となっております。

(9) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、その職務を遂行するために必要と判断するときは、いつでも取締役および使用人に報告を求める体制となっております。
- ② 監査等委員会が、取締役および使用人からヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査室等とそれぞれ定期的に意見交換を実施できる体制となっております。
- ③ 監査等委員会がその職務について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員会の職務の執行に関しないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する体制となっております。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および当社グループ会社は、財務報告の信頼性確保および金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととしております。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備体制

企業倫理に関する基本的方針として、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断するために、対応部署として管理部を中心に、公益財団法人暴力追放三重県民センターに入室し、警察等を含む外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集などを行い、弁護士ともすみやかに連携を取り、業務の妨害が生じないように努めております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

(1) 当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および当社グループ会社は、取締役会規程等に基づき、取締役会における決議事項等の意思決定ルールを明確化しております。当事業年度においては、12回の取締役会と、2回の臨時取締役会を開催し、他の取締役の業務執行の監督・管理を行い、重要な業務執行について取締役会で決定いたしました。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録および計算書類等について、法令の定めにより保存期間を設定し、適切に保存・管理しております。また重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部署で作成し、管理部で適切に保存・管理しております。

(3) 当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社および当社グループ会社は、リスク管理の目的、体制および手法を定めた「リスク管理規程」および経営危機が発生した場合の対応に関する手順を定めた「経営危機管理規程」を整備し、当社グループの各社に周知・運用しております。また、リスク管理委員会（当事業年度中計4回）を開催し、リスクの発生に関する未然防止や危機拡大の防止に努めました。

なお、リスク管理委員会の審議内容については、毎事業年度、当社取締役会において確認しております。さらに、顧問弁護士事務所と顧問契約を結び重要な法律問題について適宜アドバイスを受け、法的リスクの軽減に努めております。

(4) 当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社および当社グループ会社は、取締役会規程等に基づき、取締役会における決議事項等の意思決定ルールを明確化しております。取締役会における意思決定を効率的に行うため、事前に取締役会の開催案内に議案および報告事項を記載し、すべての取締役に連絡しております。また、業績管理に資する財務データなどは、作成が完了次第、事前にメールで提供しております。当事業年度においては、12回の取締役会と、2回の臨時取締役会を開催したほか、所定の事項については、グループ経営改革会議を毎月2回程度開催し審議いたしました。

(5) 当社および当社グループ会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および当社グループ会社は、法令の遵守に加え、常に高い倫理観と社会的良識を持って行動し、各社が社会から信頼される会社として評価され、持続的に発展するよう11項目からなる「ICDAグループの行動規範」の当社グループ内への周知・教育を実施し、浸透を図っております。

また、従業員の職務権限の行使は、職務分掌規程、稟議規程等に基づき適正かつ効率的に行っております。また内部監査部門である内部監査室が、各拠点、各部署における業務執行が法令・定款および社内規程等に適合しているか否かの監査を実施しております。

コンプライアンスに違反する行為を認めた場合、もしくは自らが巻き込まれる恐れがあった場合の内部通報窓口として「内部通報ホットライン」等を設置し、コンプライアンス違反等またはその恐れがある事実の早期発見、対応に努めております。

(6) 当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制としては、当社の取締役が、取締役会を通してグループ全体の重要事項を決定および事業会社を含む主たる子会社の業務執行の監督を行っております。また、当社代表取締役社長は、事業会社取締役から、毎月業務執行状況や重要な経営課題などについて報告を受け、対応方針や対応状況を確認し、適切に指示をしております。内部監査部門である内部監査室は、グループ内の事業会社である子会社の内部監査を実施しております。

(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役（当該取締役および監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役（当該取締役および監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項については、監査等委員会監査等基準第17条において指針を定めております。その結果当事業年度の運用についても問題はありませんでした。

(8) 当社および当社グループ会社の取締役および使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制

当社および当社グループ会社の取締役および使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制については、監査等委員会監査等基準第19条において指針を定めております。その結果、当事業年度の運用についても問題はありませんでした。

(9) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制は、監査等委員会監査等基準第17条において指針を定めております。監査等委員会を12回開催し、業務執行の適法性・適正性等に関して幅広く意見交換、審議、検証するとともに、厳正な監督を行いました。このほか、取締役会（14回）にすべて出席し適宜意見を述べております。また、内部監査室とは常に連携できる体制となっております。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

2023年7月14日に、金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「内部統制報告制度に係る基本計画書」を策定しました。その後、自己評価の結果、整備状況および運用状況に問題点がありましたが、期日までに改善を実施し、内部統制システムが有効かつ適正に機能していることを確認し、内部統制委員会にて報告しております。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備体制

当事業年度も、公益財団法人暴力追放三重県民センターに入会し、警察等を含む外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集などを行い、弁護士ともすみやかに連携を取り、業務の妨害が生じないように努めております。

以上から、当事業年度における当社および当社グループの業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の確認、評価の結果、当社の内部統制システムについては、有効に機能しており、重大な欠陥や不備は存在しないと判断しております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	8,008,727	流動負債	9,148,985
現金及び預金	840,808	買掛金	2,428,655
受取手形及び売掛金	744,662	短期借入金	3,310,000
商品及び製品	5,835,726	未払金	1,052,598
仕掛品	3,256	未払法人税等	340,643
原材料及び貯蔵品	76,556	前受金	1,709,321
その他	508,115	賞与引当金	164,553
貸倒引当金	△399	その他	143,213
固定資産	11,820,436	固定負債	1,156,537
有形固定資産	10,486,232	役員退職慰労引当金	331,024
建物及び構築物	3,077,617	退職給付に係る負債	763,545
機械装置及び運搬具	1,445,665	資産除去債務	47,242
土地	5,869,373	その他	14,724
その他	93,576	負債合計	10,305,522
無形固定資産	35,443	純資産の部	
投資その他の資産	1,298,760	株主資本	9,018,024
投資有価証券	470,402	資本金	1,161,078
繰延税金資産	505,936	資本剰余金	1,148,992
その他	322,421	利益剰余金	6,708,332
		自己株式	△378
		その他の包括利益累計額	189,701
		その他有価証券評価差額金	139,727
		退職給付に係る調整累計額	49,974
		非支配株主持分	315,915
資産合計	19,829,164	純資産合計	9,523,641
		負債及び純資産合計	19,829,164

連結損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	33,101,903
売上原価	26,628,436
売上総利益	6,473,466
販売費及び一般管理費	4,675,825
営業利益	1,797,641
営業外収益	
受取利息及び配当金	12,056
受取賃料	11,766
受取保険金	17,984
受取負担金	10,780
その他	7,702
営業外費用	
支払利息	17,515
支払手数料	7,198
固定資産除却損	657
その他	2,543
経常利益	27,914
特別損失	
貸倒損失	282,560
税金等調整前当期純利益	1,830,016
法人税、住民税及び事業税	666,178
法人税等調整額	△83,683
当期純利益	964,960
非支配株主に帰属する当期純利益	34,071
親会社株主に帰属する当期純利益	930,889

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,161,078	1,148,992	5,882,432	△378	8,192,124
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△104,989		△104,989
親会社株主に帰属する 当期純利益			930,889		930,889
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	825,899	－	825,899
当 期 末 残 高	1,161,078	1,148,992	6,708,332	△378	9,018,024

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	27,732	60,471	88,204	288,118	8,568,448
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△104,989
親会社株主に帰属する 当期純利益					930,889
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	111,994	△10,497	101,497	27,796	129,294
当期変動額合計	111,994	△10,497	101,497	27,796	955,193
当 期 末 残 高	139,727	49,974	189,701	315,915	9,523,641

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数及び名称
すべての子会社を連結しております。
連結子会社の数 3社
連結子会社の名称
(株)ホンダ四輪販売三重北
(株)オートモール
(株)マーク・コーポレーション
2. 持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - a 満期保有目的の債券
原価法
 - b その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
 - ・市場価格のない株式等
主として移動平均法による原価法
 - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 - a 商品及び製品
主として個別法
 - b 仕掛品
総平均法
 - c 原材料
個別法
 - d 貯蔵品
最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	8～38年
機械装置及び運搬具	2～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

- (5) その他連結計算書類作成のための重要な事項
控除対象外消費税等の会計処理
資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理をしております。
- (6) 収益及び費用の計上基準
当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- ① 自動車販売関連事業
自動車販売関連事業においては、主に、新車(国産車)・新車(輸入車)・中古車の販売及び車検・点検整備等のサービスの提供を行っております。これらの商品等の販売については、顧客に商品等をそれぞれ引き渡した時点で収益を認識しております。
なお、商品等の販売のうち当社グループが代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者から提供する商品等と交換に受け取る額から当該他の事業者を支払う額を控除した純額を収益と認識しております。
- ② 自動車リサイクル事業
自動車リサイクル事業においては、主に、部品・資源等の販売を行っております。これらの商品及び製品の販売については、顧客に商品又は製品をそれぞれ引き渡した時点で収益認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

(1) 会計上の見積りを示す項目及び見積りの内容

当社グループは、減損損失の計上にあたり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として各店舗をグルーピングの単位としております。ただし、将来の使用が見込まれない遊休資産などは、個別に判定しております。

また、営業損益が2期連続で赤字となり、業績の悪化が認められる店舗等について、減損の兆候があると識別し、兆候に該当した資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額との比較により、減損損失を認識するかどうかの検討をしております。

(2) その他の見積りの内容に関する理解に資する情報

減損損失を認識するかどうかの判定及び使用価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローは、経営環境などの外部要因に関する情報や当社グループが用いている内部の情報(予算など)、資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮し算定しております。また、正味売却価額については、不動産鑑定評価額に基づき算定しております。

当該見積り及び仮定について慎重に検討しておりますが、将来の経済状況等の不確実性により見直しが必要となった場合、減損損失(特別損失)が発生する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

担保に供している資産(帳簿価額)

建 物	1,042,441千円
土 地	3,087,335千円
計	4,129,776千円

当該担保資産は金融機関借入に対する担保提供であります。当連結会計年度末現在、対応債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 6,337,614千円 減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

3. 顧客との契約から生じた債権の残高は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	750千円
売 掛 金	743,912千円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 33,101,903千円

2. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額 売上原価 109,534千円

3. 貸倒損失

2024年2月1日付「当社元役員による不正行為発覚に伴う特別調査委員会設置並びに2024年3月期第3四半期決算発表の延期及び当該四半期報告書の提出期限の延長申請の検討に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、2023年11月から実施された当社子会社の株式会社ホンダ四輪販売三重北及び株式会社オートモールに対する税務調査及び社内調査の結果、当社元役員が2016年4月から2023年10月までの期間において、中古車の買取取引等を利用した金銭の着服を行っていたことが判明いたしました。

当社元役員による金銭の着服額282,560千円については当該元役員に対する損害賠償請求権と認識しておりますが、その全額が回収不能であると判断していることから、貸倒損失として計上しております。また、当該着服額のうち過年度分については、売上原価、修繕費及び減価償却費を過大計上していたものであることから、当該部分につき売上原価136,300千円、販売費及び一般管理費69,206千円を減額修正いたしました。さらに、法人税等の修正申告に伴う追徴税額等100,028千円を法人税等を含めて計上しております。

なお、本件不正行為による過年度の連結計算書類に与える影響は軽微であると判断したことから、過年度の連結計算書類等の訂正は行わず、当連結会計年度において一括処理することといたしました。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 2,100,000株
2. 配当金に関する事項
 - ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当り 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	104,989	50	2023年3月31日	2023年6月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力が翌連結会計年度となるもの
2024年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の
とおり提案しております。なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定してお
ります。

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当り 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	104,989	50	2024年3月31日	2024年6月27日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは主に自動車販売関連事業を行っており、設備投資計画に照らして、必要な資金は主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金も銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で1年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

当社グループは、営業債権について、各社における担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク

当社グループはグループ全体で資金運用を行っております。資金調達に係る流動性リスクについては、各社からの報告に基づいて、適時に資金計画を作成・更新することにより管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。(注)を参照してください。)また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	20,000	19,929	△71
② その他有価証券	416,592	416,592	—
資産計	436,592	436,521	△71

(注) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	33,810

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）市場価格により算定した時価。

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価。

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価。

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	416,592	—	—	416,592
資産計	416,592	—	—	416,592

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 満期保有目的の債券 その他	—	19,929	—	19,929
資産計	—	19,929	—	19,929

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。また、当社が保有する債券は、取引金融機関から提示された価格によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	4,385円06銭
1株当たり当期純利益	443円32銭

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	自動車販売 関連事業	自動車 リサイクル事業	計
新車(国産車)	13,937,666	—	13,937,666
新車(輸入車)	2,304,269	—	2,304,269
中古車	11,397,054	—	11,397,054
サービス(車検・点検整備等)	3,864,802	—	3,864,802
その他	14,088	—	14,088
自動車リサイクル(部品・資源等)	—	1,584,022	1,584,022
顧客との契約から生じる収益	31,517,880	1,584,022	33,101,903
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	31,517,880	1,584,022	33,101,903

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (6) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度の及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
契約資産及び契約負債等の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	498,015	744,662
契約負債	1,575,975	1,709,321

(注) 契約負債は車両代、修理代の対価として顧客から受け取ったものであり、連結貸借対照表上「前受金」として計上しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,623,173	流動負債	3,405,941
現金及び預金	366,935	短期借入金	3,000,000
前払費用	1,740	関係会社短期借入金	354,238
関係会社短期貸付金	3,234,978	未払金	17,083
その他	19,518	未払費用	2,119
固定資産	2,948,719	未払法人税等	9,661
有形固定資産	1,221,798	預り金	2,195
工具、器具及び備品	778	前受収益	2,842
土地	1,219,260	賞与引当金	8,690
リース資産	1,759	その他	9,112
無形固定資産	2,781	固定負債	158,343
ソフトウェア	2,781	退職給付引当金	24,756
投資その他の資産	1,724,139	役員退職慰労引当金	133,587
投資有価証券	67,205	負債合計	3,564,285
関係会社株式	1,432,050	純資産の部	
繰延税金資産	11,783	株主資本	2,989,175
その他	213,100	資本金	1,161,078
資産合計	6,571,893	資本剰余金	1,148,992
		資本準備金	274,848
		その他資本剰余金	874,144
		利益剰余金	679,483
		利益準備金	26,565
		その他利益剰余金	652,918
		繰越利益剰余金	652,918
		自己株式	△378
		評価・換算差額等	18,431
		その他有価証券評価差額金	18,431
		純資産合計	3,007,607
		負債及び純資産合計	6,571,893

損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	538,604
営業費用	367,893
営業利益	170,710
営業外収益	
受取利息及び配当金	19,511
受取賃貸料	43,356
受取手数料	6,500
その他	218
営業外費用	
支払利息	13,222
支払手数料	7,198
賃貸収入原価	8,127
経常利益	211,749
税引前当期純利益	211,749
法人税、住民税及び事業税	18,815
法人税等調整額	2,004
当期純利益	190,929

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰 越 利益剰余金
当 期 首 残 高	1,161,078	274,848	874,144	1,148,992	26,565	566,978
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△104,989
当 期 純 利 益						190,929
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	85,939
当 期 末 残 高	1,161,078	274,848	874,144	1,148,992	26,565	652,918

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	利益剰余金 合 計	自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	593,543	△378	2,903,235	5,133	5,133	2,908,369
当 期 変 動 額						
剰余金の配当	△104,989		△104,989			△104,989
当 期 純 利 益	190,929		190,929			190,929
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				13,298	13,298	13,298
当 期 変 動 額 合 計	85,939	-	85,939	13,298	13,298	99,238
当 期 末 残 高	679,483	△378	2,989,175	18,431	18,431	3,007,607

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - a 満期保有目的の債券
原価法
 - b 子会社株式
移動平均法による原価法
 - c その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法にて処理しております。
主な耐用年数は次のとおりであります。
工具、器具及び備品 4～10年
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法にて処理しております。
主な耐用年数は次のとおりであります。
ソフトウェア 5年
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
 - ① 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

- ② 退職給付引当金
 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- a 退職給付見込額の期間帰属方法
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- b 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
 過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。
 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- ③ 役員退職慰労引当金
 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準
 子会社及び関係会社から受け取る経営指導料については、それぞれ契約における決済条件の到来により履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 退職給付に係る会計処理
 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ② 控除対象外消費税等の会計処理
 資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 11,786千円
2. 保証債務
 他の会社の仕入先からの仕入債務に対し、保証を行っております。
- | | |
|---------------|-------------|
| (株)ホンダ四輪販売三重北 | 1,549,681千円 |
| (株)オートモール | 572,288千円 |
| 計 | 2,121,970千円 |
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)
- | | |
|--------|---------|
| 短期金銭債権 | 459千円 |
| 短期金銭債務 | 2,724千円 |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	538,604千円
営業費用	74,255千円
営業取引以外の取引による取引高	68,258千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
 普通株式 207株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	1,844千円
賞与引当金	2,624千円
退職給付引当金	7,476千円
役員退職慰労引当金	40,343千円
投資有価証券評価損	8,493千円
その他	1,005千円
繰延税金資産小計	61,788千円
評価性引当額	△49,441千円
繰延税金資産合計	12,346千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	563千円
繰延税金負債合計	563千円
差引繰延税金資産純額	11,783千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有) の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱ホンダ四輪販売三重北	所有 直接 100.0%	経営指導料の受取 従業員の出向 資金の貸付等 資金の借入等 土地の賃貸 債務保証	経営指導料(注1)	235,656	—	—
				出向料(注2)	50,322	未払金	1,652
				資金の貸付(注3)	747,883	短期貸付金	671,039
				資金の回収(注3)	22,120	長期貸付金	—
				受取利息(注3)	4,811	—	—
				受取手数料(注5)	1,950	—	—
				支払利息(注4)	8	—	—
				受取賃貸料(注6)	14,400	—	—
				債務保証(注7)	1,549,681	—	—
	㈱オートモール	所有 直接 100.0%	経営指導料の受取 従業員の出向 資金の貸付等 債務保証	経営指導料(注1)	130,888	—	—
				出向料(注2)	15,243	未払金	195
				資金の貸付(注3)	1,043,595	短期貸付金	2,563,939
				資金の回収(注3)	31,000	長期貸付金	—
				受取利息(注3)	12,657	—	—
				受取手数料(注5)	4,550	—	—
				受取賃貸料(注6)	6,880	—	—
	債務保証(注7)	572,288	—	—			
	㈱マーク・コーポレーション	所有 直接 69.6%	経営指導料の受取 資金の借入等 土地の賃貸	経営指導料(注1)	17,000	—	—
				資金の借入(注4)	51,041	短期借入金	354,238
支払利息(注4)				1,041	—	—	
受取賃貸料(注6)				21,960	—	—	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当社の採算性を考慮した双方合意により決定した金額であります。
- (注2) 出向者に係る人件費相当額を支払っております。
- (注3) 資金の貸付について、貸付金利は市場金利を勘案して、利率を合理的に決定しております。なお、短期貸付金については、純減額を資金の回収に記載しております。
- (注4) 資金の借入について、借入金利は市場金利を勘案して、利率を合理的に決定しております。なお、短期借入金については、純増額を資金の借入に記載しております。
- (注5) 銀行支払手数料相当額を、受け取っております。
- (注6) 受取賃貸料については、市場価格を勘案して、賃料を合理的に決定しております。
- (注7) 当社は、各連結子会社の仕入債務に対して、債務保証をしております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1,432円33銭

1株当たり当期純利益

90円92銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

ICDAホールディングス株式会社

取締役会 御中

五十鈴監査法人

本部・津事務所

指 定 社 員 公認会計士 下 津 和 也
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 中 出 進 也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ICDAホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ICDAホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

ICDAホールディングス株式会社
取締役 会 御中

五十鈴監査法人

本部・津事務所

指 定 社 員 公認会計士 下 津 和 也
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 中 出 進 也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ICDAホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行については、2023年11月から実施された当社子会社に関する税務調査及び社内調査の過程で発覚した当社の元取締役による不適切な行為がありました。これに関し、監査等委員会は、当該不正行為が行われたものと認めます。
上記を除いては、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、上記の通り、当社の元取締役による不適切な行為が確認されたことを受け、監査等委員会としましては、当社グループ全体における公正かつ適正な事業運営の遂行に向けた取り組みを、引き続き確認してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

ICDAホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 江 藤 隆 仁 ㊞

監査等委員(社外取締役) 中 西 貞 徳 ㊞

監査等委員(社外取締役) 渡 辺 義 彦 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開を勘案し、内部留保を確保しつつ、当期業績の傾向および今後の事業環境を考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- 1 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金50円
配当総額 104,989,650円
- 2 剰余金の配当が効力を生ずる日
2024年6月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)全員(4名)が任期満了となります。つきましては取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会から、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況および業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	(むかい ひろみつ) 向井 弘光 (1943年3月23日生)	1967年5月 向井自動車商会 創業 (現株)オートモール)代表 1972年9月 向井自動車販売(有) (現株)オートモール)設立 代表取締役 1977年12月 向井自動車販売(株) (現株)ホンダ四輪販売三重北)設立 代表取締役 1978年9月 (株)ホンダベルノ三重北 (現株)ホンダ四輪販売三重北) 代表取締役 2001年10月 (株)オートモール 代表取締役会長兼社長(現任) 2007年6月 (株)ホンダ四輪販売三重北 代表取締役会長(現任) 2009年4月 (株)マーク・コーポレーション 代表取締役社長(現任) 2009年10月 (株)鈴鹿メディアパーク 代表取締役社長 2009年10月 当社 設立 代表取締役社長(現任) 2010年7月 (株)鈴鹿メディアパーク 取締役	272,510株
	〔取締役候補者とした理由〕 創業以来当社グループの自動車販売事業の中核にあり、豊富な業務経験を有しており、その経験等を活かすことで、取締役会の意思決定および監督機能の強化が期待されるため候補者としたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	(むかい としき) 向 井 俊 樹 (1973年6月2日生)	1997年4月 (株)ホンダグリオ三重北 (現株)ホンダ四輪販売三重北) 入社 2007年6月 (株)ホンダ四輪販売三重北 取締役新車本部長 2009年6月 同社 常務取締役 2009年10月 当社 取締役 2012年1月 (株)ホンダ四輪販売三重北 代表取締役副社長 2014年4月 当社 取締役副社長 2014年6月 (株)オートモール 代表取締役 2014年6月 当社 代表取締役副社長(現任) 2016年1月 (株)オートモール 代表取締役副社長(現任) 2019年4月 (株)ホンダ四輪販売三重北 代表取締役社長(現任)	281,430株
<p>[取締役候補者とした理由] 入社以来当社グループの自動車販売事業に携わり、当社グループ経営に参画し、豊富な業務経験を有しており、その経験等を活かすことで、取締役会の意思決定および監督機能の強化が期待されるため候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	(まつばら かよ) 松原佳代 (1974年9月23日生)	1997年4月 ミサワホーム東海株 (現ミサワホーム株) 入社 2005年9月 協同組合三重オートリサイクルセンター (現株)マーク・コーポレーション) 入社 2009年4月 同社 管理部部長 2017年4月 同社 センター長 2018年6月 同社 取締役 2020年6月 同社 常務取締役執行役員(現任) 当社 取締役(現任)	2,500株
<p>〔取締役候補者とした理由〕 入社以来当社グループの自動車リサイクル事業に携わり、当社グループ経営に参画し、豊富な業務経験を有しており、その経験等を活かすことで、取締役会の意思決定および監督機能の強化が期待されるため候補者としたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	(たかぎじゅんいち) 高木 純一 (1949年9月26日生)	1973年4月 高木工業(株) 入社 1977年12月 同社 専務取締役 1993年5月 学校法人鈴鹿医療科学大学 評議員(現任) 1999年4月 同大学 法人事務局長 2001年4月 同大学 理事 2007年3月 同大学 理事長(現任) 2016年6月 当社 取締役(現任)	一株
<p>[社外取締役候補者とした理由および期待される役割] 長きにわたり会社経営および学校経営に携わり、豊富なマネジメント経験を有しており、これらの実績と経験に基づき、当社の事業以外の分野における経営全般に関する発言を行うことで、取締役会の意思決定および監督機能の強化が期待されるため候補者としていたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 高木純一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 高木純一氏の、当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。
4. 当社は高木純一氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、高木純一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が取締役に再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額であります。
6. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
7. 社外取締役候補者高木純一氏が社外取締役として在任中に判明した、当社元取締役が中古車の買取取引等を利用した金銭の着服を行っていたことについて、高木純一氏は、日頃から当社に対してコンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの観点から注意喚起を行ってまいりました。また、当該事象判明後は、再発防止に向けた提言を行うとともに、内部統制の強化の必要性等について意見を述べるなど、適切にその職責を果たしております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役全員(3名)が任期満了となります。つきましては監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	(えとう たかひと) 江藤 隆仁 (1956年5月2日生)	1975年4月 日曹油化工業(株) (現丸善石油化学(株) 入社 1978年10月 (株)名古屋梱包運搬社 (現(株)メイコン) 入社 1979年3月 向井自動車販売(株) (現(株)ホンダ四輪販売三重北) 入社 2005年1月 (株)ホンダ四輪販売三重北 執行役員営業本部長 2005年5月 同社 取締役 2006年6月 同社 代表取締役専務 2007年6月 同社 代表取締役社長 2009年10月 当社 取締役 2017年6月 (株)マーク・コーポレーション 取締役 2019年4月 (株)ホンダ四輪販売三重北 代表取締役 2019年6月 同社 代表取締役副会長 2020年6月 (株)ホンダ四輪販売三重北 監査役(現任) 2020年6月 (株)オートモール 監査役(現任) 2020年6月 (株)マーク・コーポレーション 監査役(現任) 2020年6月 当社 取締役(常勤監査等委員) (現任)	24,570株
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 入社以来当社グループの自動車販売事業に携わり、当社グループ経営に参画し、豊富な業務経験を有しており、これらの実績と経験に基づき、監査等委員である取締役に適任であると判断し候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	(なかにし さだのり) 中西 貞徳 (1959年1月14日生)	1977年4月 鈴鹿市消防本部 入署 2010年4月 同本部 消防総務課長 2012年4月 同本部 中央消防署長 2014年4月 鈴鹿市 防災危機担当理事 2016年4月 鈴鹿市 消防長 2019年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	一株
	<p>〔監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割〕 長きにわたり消防関連業務に携わり、防災および環境等に豊富な経験と高度な知識により、企業リスク等に関する発言を行うことで、取締役会の監督機能の強化が期待されるため、監査等委員である社外取締役に適任であると判断し候補者といたしました。</p> <p>また、過去に、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>		
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	(わたなべ よしひこ) 渡辺 義彦 (1954年2月7日生)	1976年4月 (株)百五銀行 入行 2005年6月 同行 取締役 2009年1月 同行 常務取締役 2011年8月 同行 専務取締役 2013年10月 同行 代表取締役 専務取締役 2014年6月 同行 代表取締役 取締役副頭取 2019年6月 同行 顧問 2019年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	一株
	<p>〔監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割〕 長きにわたり金融機関に在籍し、財務および会計に関する知見を有することで、金融分野に関する豊富な経験と幅広い知識により、財務および会計に関する発言を行うことで、取締役会の監督機能の強化が期待されるため、監査等委員である社外取締役に適任であると判断し候補者といたしました。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 中西貞徳氏、渡辺義彦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 中西貞徳氏、渡辺義彦氏の、当社監査等委員である社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって、それぞれ5年であります。
4. 渡辺義彦氏は、2019年6月まで当社の特定関係事業者である(株)百五銀行の業務執行者でありました。
5. 当社は、中西貞徳氏、渡辺義彦氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、中西貞徳氏、渡辺義彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏が監査等委員である取締役に再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額であります。
7. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。但し、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。
8. 監査等委員である社外取締役候補者中西貞徳氏および渡辺義彦氏が監査等委員である社外取締役として在任中に判明した、当社元取締役が中古車の買取取引等を利用した金銭の着服を行っていたことについて、両氏は、日頃から当社に対してコンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの観点から注意喚起を行ってまいりました。また、当該事象判明後は、再発防止に向けた提言を行うとともに、内部統制の強化の必要性等について意見を述べるなど、適切にその職責を果たしております。

以上

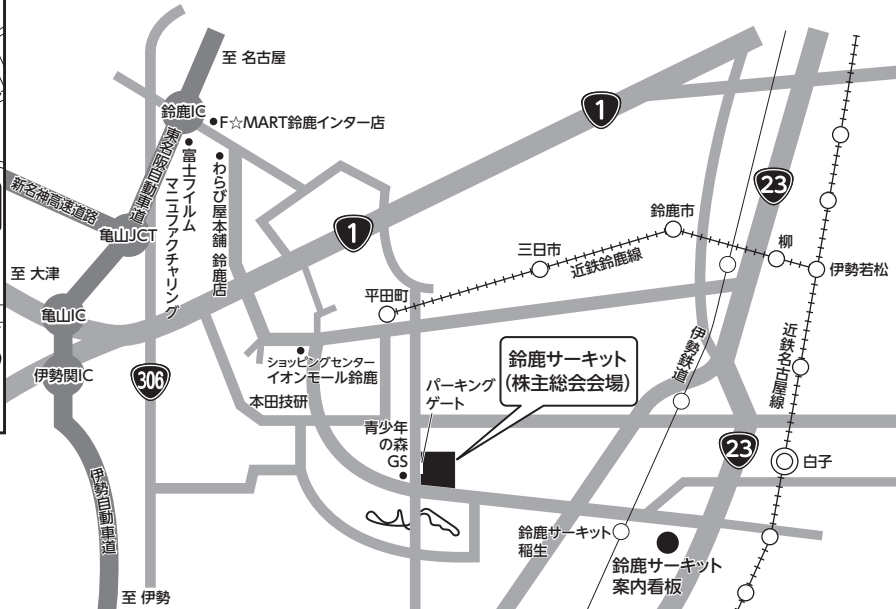
【ご参考 当社取締役のスキル・マトリックス】

本総会において各取締役候補者が選任された場合、当社取締役会の構成は次のとおりとなる予定であります。なお、この一覧表は、各取締役の有するすべての専門性・経験・知見を表すものではありません。

氏 名	当社における地位	企業経営	業界の知見	財務会計	法務/ リスクマネジメント	SDGs/ESG
向 井 弘 光	代 表 取 締 役 社 長	○	○	○	○	○
向 井 俊 樹	代 表 取 締 役 副 社 長	○	○	○	○	○
松 原 佳 代	取 締 役	○	○			○
高 木 純 一	取 締 役 (独 立 社 外)	○			○	
江 藤 隆 仁	取 締 役 常 勤 監 査 等 委 員	○	○		○	
中 西 貞 徳	取 締 役 監 査 等 委 員 (独 立 社 外)				○	○
渡 辺 義 彦	取 締 役 監 査 等 委 員 (独 立 社 外)	○		○		○

株主総会会場ご案内図

- 会場 鈴鹿サーキット THE DINING
三重県鈴鹿市稲生町7992番地
TEL 059-378-1111(代)



●交通のご案内

電車をご利用の場合

- ・近鉄名古屋線白子駅より バスで約20分 タクシーで約15分
- ・近鉄鈴鹿線平田町駅よりタクシーで約15分
- ・伊勢鉄道鈴鹿サーキット稲生駅より徒歩で約30分

お車をご利用の場合

- ・名古屋方面から 東名阪自動車道鈴鹿ICより約20分
- ・伊勢湾岸自動車道みえ川越ICより国道23号線を利用して約45分
- ・大阪方面(新名神高速道路を利用の場合) 亀山JCTを經由して鈴鹿IC、または亀山ICより国道1号線を利用して約30分
- ・大阪方面(名阪国道を利用する場合) 亀山ICより国道1号線を利用して約30分

鈴鹿サーキット駐車場は有料のため、パーキングゲートにて、当社株主総会出席の旨をお申し出ください。駐車料金が無料となります。

